

## 自立支援医療（精神通院）の経過的特例に係る支給認定の取扱い

【一定所得以上（自己負担上限額2万円）対象】

沖縄県立総合精神保健福祉センター

### 経過的特例とは？

自立支援医療（精神通院）では、所得に応じた負担上限月額が設けられています。受給者証の自己負担上限額が「20,000円」となっている方、すなわち、一定所得以上（市町村民税の所得割の額が23万5千円以上の世帯に属する方）の高額治療継続者（いわゆる「重度かつ継続」）については、国による“経過的特例”として、自立支援医療（精神通院）の適用は令和9年3月31日までとなっています。

### 一定所得以上の高額治療継続者の受給者証（有効期限）は？

自立支援医療（精神通院）の受給者証の有効期限は原則1年間ですが、経過的特例が延長されるかどうか、国からの方針が示されるまでの間、最長でも経過的特例が終了する令和9年3月31日までとなります。

### (経過特例が終了する)令和9年4月1日以降は？

#### ● 経過的特例が延長された場合

→ 受給者証の有効期間の下段に記載した期限まで認定されたものとみなし、下段に記載した期限まで自己負担上限額を2万円とします。（再度の申請は不要です）【表示例：経過的特例が延長された場合は、令和○年○月末日までとする】

#### ● 経過的特例が延長されなかった場合

→ 経過的特例の適用については令和9年3月31日までとなるので、令和9年4月1日以降は自立支援医療（精神通院）の対象外となります。

※ 経過的特例の延長がなされたかどうかについては、国からの方針が示された段階で、別途当センターホームページ等でお知らせします。（参考：前回は令和6年3月に國の方針が示されました。）

※お問い合わせは、市町村の自立支援医療（精神通院）担当課・県保健所・総合精神保健福祉センターまでお願いします。